

高松市美術館キャッシュレス決済導入事業公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本事業は、高松市美術館での観覧料等徴収において、窓口サービスの向上を目的としてキャッシュレス決済システムを導入するものです。この要領は、本事業に係る公募型プロポーザル方式の事業者選考に関して、必要な事項を定めるものです。

2 事業の概要

(1) 事業名

高松市美術館キャッシュレス決済導入事業

(2) 事業内容

別添1「高松市美術館キャッシュレス決済導入事業仕様書」のとおり

(3) 事業期間

令和3年11月中旬から令和4年3月31日まで

(4) 提案限度額

250,000円（消費税及び地方消費税を含む）

端末等の機器リース代及び通信費などシステム利用に必要な経費と、基本的な保守費用を含む。

ただし、実際に収納を開始した後の収納手数料及び振込手数料は含まない。

また、この金額は契約予定価格を示すものではないので注意すること。

3 参加資格

次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とします。

- (1) 過去3年以内に、自治体施設においてキャッシュレス決済を導入した実績があり本業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 公表の日から契約締結の日までの期間に、高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 本事業への参加を申し込む書類（以下「参加申込書」という。）の提出の時点において、国、都道府県、及び市区町村税の滞納がないこと。

4 日程

実施内容	実施期日
プロポーザル実施要領の公表※	令和3年8月17日(火)
参加申込に対する質疑受付	令和3年8月17日(火) から 令和3年8月27日(金) まで
質疑回答	令和3年9月 1日(水) まで
参加申込書の受付	令和3年8月24日(火) から 令和3年9月 3日(金) まで
企画提案に対する質疑受付	令和3年8月17日(火) から 令和3年9月17日(金) まで
質疑回答	令和3年9月22日(水) まで
企画提案書等の受付	令和3年9月10日(金) から 令和3年9月24日(金) まで
選定委員会の開催	令和3年10月8日(金) まで
審査結果の通知	令和3年10月19日(火) から 令和3年10月21日(木) まで
契約締結	令和3年10月下旬

※ プロポーザル関係資料の取得方法

令和3年8月17日(火) から同年9月17日(金) までの間に、高松市ホームページからダウンロードして取得してください。

【URL】

http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/sonota_boshu/kobo_propo/bijyutsu_cashless.html

5 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

本要領に基づく企画提案書の提出を希望する者は、次に掲げる参加申込書及びその添付書類を提出すること。

ア 参加申込書(様式第1号)

イ 業務実績書(様式第2号)

ウ 国・都道府県・市区町村税の滞納がないことが証明できるもの(滞納がない旨の証明書又は納税証明書。写し可。ただし、申請日以前1か月以内に発行されたものに限る。)

(2) 提出部数

(1) のア～ウを各1部

(3) 提出期限

令和3年9月3日(金) 午後5時まで

直接持参、又は郵送(配達記録が残る方法に限る。)により以下(4)の提出先まで提出すること。郵送で提出する場合、提出期限までに到着したものに限り、

受理するものとします。

なお、提出期限までに参加申込書が到着しなかった場合、又は参加資格を有する旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出することはできません。

(4) 提出先

〒760-0027

香川県高松市紺屋町10番4号 高松市美術館 業務第二係

(5) 企画提案者の選定

企画提案の参加資格の有無については、令和3年9月10日（金）までに通知します。

6 質問・問い合わせ及び回答

(1) 方法

本提案公募に関する質問・問い合わせは、質問書（様式第3号）を利用して、以下（4）のメールアドレスへ電子メールで提出してください。なお、電話及び口頭による質問は受け付けないものとします。また、本市のセキュリティシステムにより、意図せず当該メールを受付できない可能性があるため、メール送信後は、送信した旨を以下の問い合わせ先まで連絡すること。

(2) 質問受付期限

参加申込についての質問 令和3年8月27日（金）午後5時

企画提案についての質問 令和3年9月17日（金）午後5時

(3) 質問に対する回答

受け付けた質問に対する回答は、質問者に電子メールで回答するとともに、高松市ホームページに掲載します。回答は、令和3年9月22日（水）午後5時まで随時行う予定です。

(4) 問い合わせ先

高松市美術館 業務第二係

電話：087-823-1711

メールアドレス：bijyutsu@city.takamatsu.lg.jp

7 企画提案書等の提出

(1) 提案内容

要求仕様の内容について、別添2「高松市美術館キャッシュレス決済導入事業公募選定基準」を参照の上、実施に当たっての機器類及びシステム等を提案してください。

(2) 提出書類

提出期限までに次の書類を提出してください。なお、提出された書類等は返却しません。

ア 企画提案書 5部

イ 見積書 1部

(3) 企画提案書の内容等

導入に当たっての内容（機器類及びシステム等）と、導入スケジュール（契約締結以降）が分かる企画書を提出してください。

ア システムの概要

機種、性能等を記載すること

イ システムの保守及び維持管理体制

緊急時の対応や連絡先、保守の内容等

ウ システムに関する職員への研修体制

研修の日程や内容、講師等

エ 取扱手数料

キャッシュレス決済に要する諸費用や、支払額に対する手数料率

オ 導入スケジュール

契約締結以降の流れ

カ 業務実績

業務実績書（様式第2号）の再提出もしくは業務実績を示す資料等

(4) 企画提案書の書式等

ア A4判の任意の様式で、15ページ以内で作成してください。

イ 文字サイズは、11ポイント以上で作成してください。

ウ 使用言語、通貨及び単位は、日本語及び日本国通貨を使用してください。

エ 仕様書（別添1）に記載の項目全てについて記載してください。

オ 記載事項の順序は、仕様書（別添1）に記載の項目の順序としてください。また、記載事項の順序及び記載事項の変更等を行わないでください。

カ 記号・略称等を使用する場合は、初出の箇所に記号・略称等の説明を記述してください。

(5) 提出期限

令和3年9月24日（金）午後5時まで

直接持参又は郵送（配達記録が残る方法に限る。）により、以下（6）の提出先まで提出すること。郵送で提出する場合、提出期限までに到着したものに限り、受理するものとします。

(6) 提出先

〒760-0027

香川県高松市紺屋町10番4号 高松市美術館 業務第二係

8 事業者の選定方法

(1) 選定委員会の設置

透明性及び公平性を確保し、適正に事業者を選定するため、高松市美術館キャッシュレス決済導入事業候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、企画提案書の審査及び評価を実施し、本業務の履行に最も適した事業者を選定します。

(2) 審査

- ①審査は原則プレゼンテーションとし、令和3年10月5日（火）から8日（金）までに高松市美術館内での実施を予定しています。なお、日程等の詳細については別途通知します。
- ②出席者は3人以内とし、この業務を担当する予定の管理責任者1人及び主担当者1人は、必ず出席してください。
- ③実施時間は、提案する各事業者につき、プレゼンテーション20分以内とします。
- ④審査は企画提案書について行うこととし、追加資料の配布は認めません。なお、審査は非公開とします。

(3) 審査基準

別添2「高松市美術館キャッシュレス決済導入事業公募選定基準」のとおり

(4) 審査結果の通知

選定結果は、全ての企画提案者に文書で通知します。

なお、選定された者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は前記3の要件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次順位に選定された者と交渉を行います。

(5) 審査結果の公表

審査結果については、高松市ホームページで公表します。

9 契約について

(1) 契約内容

詳細については、契約締結交渉の際に仕様調整を行い、確定するものとします。

(2) 契約方法

随意契約

(3) 契約保証金

不要（根拠：高松市契約規則第24条第7号）

10 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 前記3の要件を満たさなくなったもの
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合（採択後の企画内容の仕様変更を含む）
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 選定委員会による審査に出席しなかった場合
- (5) 見積書の見積額（税込価格）が前記2（4）の提案上限額を超えている場合

11 提案公募の中止等

高松市がやむを得ない理由等により提案公募を実施することができないと認めるときは、提案公募の実施を中止又は取り消すことができます。

12 不当要求行為の排除対策

高松市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄管轄署への届出等を契約書において受託者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいいます。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。

詳しくは、契約監理課ホームページ（http://www.city.takamatsu.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanrika/zenpan/haijo.html）を御参照ください。

13 適正な労働条件の確保

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めてください。

14 その他留意事項

- (1) 提案する事業者が1者のみの場合においても、審査を行うものとします。
- (2) 本提案公募に参加する一切の費用は、全て参加者の負担とします。
- (3) 書類提出後の提案等の修正又は変更は一切認めません。
- (4) 提出書類の著作権は企画提案者に帰属しますが、高松市が本提案公募の結果報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (5) 提案書等は、事業者の選定に伴う作業等に必要範囲において複製を作成することがあります。
- (6) 提出書類に記載の個人情報は、本事業以外の目的には決して使用いたしません。

15 周知事項

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し、当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思われるときは、市の内部公益通報制度により通報することができます。

同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）

⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp

書面提出の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会

- ※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページ（http://www.city.takamatsu.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanrika/zenpan/compliance.html）に掲載しています。

- (2) 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示

する告示を公表しています。御留意ください。

詳しくは、契約監理課ホームページ (http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/Jigyousha/nyusatsu/keiyaku_kanrika/shimeiteishi.html) を御参照ください。